

**令和7年度群馬県高次脳機能障害支援者養成研修
(基礎研修・実践研修) 開催要領**

本研修は令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において新設された「高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）」及び「高次脳機能障害者支援体制加算」の算定要件となる研修です。

1 目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。

2 実施主体

群馬県

3 実施機関

群馬県立障害者リハビリテーションセンター（社会福祉法人 群馬県社会福祉事業団）

4 対象者

群馬県内の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等において、高次脳機能障害者の支援に従事する者又は支援に従事する予定の者

※すべてのカリキュラムを受講できる方

5 定員

50名

6 期日・会場

① 事前学習

講義動画の視聴後、小テストへの回答が必要です。

小テスト提出期限：令和7年11月4日（火）

② 対面研修

期日：令和7年11月6日（木）10：00～16：10

令和7年11月11日（火）9：00～16：00

令和7年11月13日（木）9：00～17：00

会場：群馬県立障害者リハビリテーションセンター 研修室1

（群馬県伊勢崎市波志江町 3030-1）

7 研修内容

別紙カリキュラムのとおり

8 受講料

無料（研修資料印刷代、通信費、交通費等は受講者負担）

研修資料は、受講者メールアドレスに送付しますので、各自御用意いただきます（電子媒体での持込み可）。

9 申込手続

① 申込方法

以下の申込フォーム URL または QR コードより、必要事項を記入して申込をしてください。

URL : <https://logoform.jp/f/nxX8V>

QR コード



② 申込期限

令和7年 9月 26日（金）17:00

③ 留意事項

- ・ 申込の際に入力いただいた情報は、修了証書作成等に活用しますので、誤字・脱字等のないよう御留意ください。
- ・ 原則各事業所1名の申込をお願いいたします。
ただし、加算算定のために複数職員の修了が必要な事業所については、申込フォームの指定の欄に前年度の平均実利用者数を記入してください。

10 受講者決定及び通知

- ・ 受講の可否は、令和7年10月6日までに申込時のメールアドレスに事務局より連絡いたします。メールが届かない場合は事務局まで御連絡ください。
- ・ 受講決定は先着順ではありません。申込者が定員を上回った場合は、申込事業所の加算算定予定の状況、高次脳機能障害者支援実施状況、次年度以降の研修協力の意向等を参考に総合的に判断し、受講者を決定します。

11 修了証書の交付等

- ・ 研修プログラムを全て受講された方に、修了証書を交付します。
- ・ 遅刻・早退・途中退席があった場合は原則として修了認定ができません。また研修主催者において受講態度が不良と判断した場合についても修了認定ができません。

12 その他留意事項

- ・ 研修中の録画・録音・撮影、研修資料の複製・二次利用は禁止とさせていただきます。
- ・ 研修中に共有される事例や発言について、個人情報の保護や他者のプライバシーに配慮し、御参加ください。
- ・ 群馬県及び実施機関では、本研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理します。
- ・ 本研修修了者が所属する事業所名等については県のホームページ等での公表を予定しています。
- ・ 受講申込時の情報に虚偽があることが判明した場合は、修了証書の交付後であっても、修了認定の取り消し等の措置を講じることがあります。

13 問い合わせ先（研修事務局）

群馬県立障害者リハビリテーションセンター 自立支援グループ 担当 佐藤

Email : reha-kenshu@gswc.or.jp

※訓練に従事しておりますので、メールのみでの対応とさせていただきます。

御協力くださるよう、お願いいたします。